

2024年10月1日

関係各位

モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社

東京証券取引所及び大阪取引所による処分について

本年6月24日に金融庁から業務改善命令を受けた事案について、本日、当社は、株式会社東京証券取引所から過怠金1,000万円の処分、及び株式会社大阪取引所から戒告の処分を受けました。

今般の事態に至ったことは誠に遺憾であり、お客様および関係各位に心よりお詫び申し上げます。当社は、この度の処分を真摯に受け止め、業務改善計画を確実に実行することで、内部管理態勢の一層の強化を図ってまいります。

(連絡先: モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 広報部 03-6836-4590)